# 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号: 受付-25783

課題名:BEVI テストを用いた海外留学効果の評価および海外留学意識アンケー ト調査

## 1. 研究の対象

- (1) 年齢 18歳以上(登録時)の者
- (2) 東北大学歯学部・歯学研究科の学生
- (3) 本研究の目的・内容を理解し、研究参加の意思がある者

## 2. 研究期間

2022年6月(倫理委員会承認後)~2027年5月

#### 3. 研究目的

本研究では、海外留学の現状ついて、歯学部・歯学研究科の学生を対象にした BEVI テストおよび海外留学アンケート調査を実施する。MMPI と同様の理論/背景に基づいている BEVI (Beliefs, Events, and Values Inventory)とは、 学習・成長・変化のプロセス や成果を客観的に測定できるオンライン回答可能なテストである。BEVI テストや海外留 学意識アンケート調査を通して、海外留学プログラムの改善と開発を行い、学生の派遣 留学促進を目指す。

BEVI: https://jp.thebevi.com/about/

### 4. 研究方法

1) 学生の選定

適格基準を満たし除外基準に該当しない学生合計500名を順次登録する。

- 2) BEVIテストおよび海外留学意識アンケート調査
  - BEVIテストに対象者を登録し、BEVI実施説明会後にBEVI実施要項とURLを学生に配布し、回答していただく。海外留学プログラムの参加者にはプログラム前後にも受検しいていただく。アンケート調査はBEVIテスト実施後に全学生を対象に実施する。
- 3) 学生の結果を解析し、学生の海外志向性や、海外留学への期待海外留学プログラムの効果を分析する。東北大学歯学部・歯学研究科だけでなく、他大学や他国のデータを用いて比較分析を行う。BEVIによる心理学の統計を用いた自動解析および分析を行う。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

所属大学、学部、学年、年齢、性別

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

東北大学大学院歯学研究科世界展開力強化事業推進室 (中野 遼子、Nadia Kartikasari、洪 光)

## 8. 利益相反(企業等との利害関係)について

該当なし

### 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

中野 遼子

東北大学大学院歯学研究科世界展開力強化事業推進室

TEL: 022-717-8278 FAX: 022-717-8278

### 研究責任(代表)者:

東北大学大学院歯学研究科世界展開力強化事業推進室 特任講師 中野 遼子研究分担者:

東北大学大学院歯学研究科世界展開力強化事業推進室 特任助教 Nadia Kartikasari 東北大学大学院歯学研究科・歯学イノベーションリエゾンセンター 洪 光

## ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「9. お問い合わせ先」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

### 【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

### 【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合